所沢市子どもの読書活動推進計画

平成２１年３月

所　　沢　　市

本との出会いが子どもを育てる

明るい笑顔と豊かな心を

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。平成１３年に『子どもの読書活動の推進に関する法律』が施行され、子どもが健やかに成長していく上での読書活動の重要性が、改めて認識されています。

また、平成１７年に施行された『文字・活字文化振興法』の中では、すべての国民が地域・学校・家庭等、様々な場において豊かな文字・活字文化の恵みを受けられる環境を整備することを、基本理念の一つとしております。

本市では、小中学校において始業前の“朝の読書”、図書ボランティアの皆さんによる“読み聞かせ”等を行っております。また図書館では保育園と協力して乳幼児向けの“親子おはなし会”を開催する等、子どもたちが読書に親しむ環境づくりに取り組んでおります。

この度、国や県の計画を踏まえ、所沢市の取組をさらに進めるために 「所沢市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、所沢市の子どもたちが読書の楽しみを知り、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができることを目指し、平成２１年度から５年間にわたる本市の子どもの読書活動推進の指針となるものです。

所沢市民憲章には、「こどもは市の宝」とあります。市の宝である子どもたちが読書活動を通して心豊かに成長することを願って、本計画に基づき読書活動の推進を積極的に取り組んでまいりますので、今後とも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、子どもの読書アンケート、パブリックコメントを通して多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

平成２１年３月

所沢市長　当麻よし子

目　　次

第１章　子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

１　子どもの読書活動の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　現　　状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

３　計画策定の経緯（国及び埼玉県の動向） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

４　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

５　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

６　計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

７　計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

８　計画の成果目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

９　基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第２章　子どもの読書活動推進計画の具体的な取組

計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅰ　子どもの読書環境の整備・充実

１　読書に親しむ機会の提供・充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（１）　家庭における読書活動の促進

（２）　乳幼児期の読書機会の提供・充実

（３）　学校における読書機会の提供・充実

（４）　地域における読書機会の提供・充実

２　環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

（１）　身近に本のある環境づくり

（２）　学校図書館の機能充実（小中学校）

（３）　図書館の機能充実

Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備

1　図書館・学校の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（1）　読書機会・読書活動の充実

（2）　学校図書館への支援

2　子どもの読書に関わる担当者の研修等の連携 ・・・・・・・・・・・・ 24

3　ボランティア等の養成・支援、地域ネットワークの構築 ・・・・ 25

（1）　ボランティア養成・支援

（2）　地域ネットワークの構築

4　関係機関の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（1）　講座等における連携

（2）　関係機関の情報交換・連携調整

Ⅲ　子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

1　読書活動の啓発・広報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

2　おすすめの本の普及・情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【資料編】

○　子どもの読書活動の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・ 31

○　「所沢市子どもの読書アンケート調査」結果 ・・・・・・・・・・・ 34

○　「所沢市子どもの読書活動推進計画」策定経過 ・・・・・・・・・・ 43

○　所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 ・・・・・ 44

○　所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員・事務局 ・・ 46

第　1　章

子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

1　子どもの読書活動の意義

子どもは物語が大好きです。物語の楽しさは、子どもの心を育て、生きる力を育みます。

乳幼児期には、身近な大人を介することで安心感と言葉を獲得し、物語の世界での驚きや喜びは実生活での体験と合わさることにより、成長とともに想像力を豊かにし、やがて読書欲や知的欲求を自ら満たすようになります。そして、物語の世界で培った様々な力は、実際の困難に立ち向かうエネルギーになります。

また、「自分で読書する力」は「他人の話を聞く力」「自分の考えを表現する力」へ、「自分で調べる力」は「様々な問題を自ら解決する力」へつながっていく等、人生をより深く生きるために欠くことのできないものです。活字から物事をイメージし、把握する力を伸ばすことは、創造性豊かな子どもを育てます。

このように“子ども時代の読書”は、教養・娯楽・情報収集といった大人の読書とは異なり、子ども一人ひとりの内面に関わり、子どもの知的・情緒的・精神的発達のうえで非常に大きな役割を果たします。

今こそ、本との出会い、読書の魅力に触れる機会を呼び起こしたいと願うものです。

２　現　　状

近年、子どもたちを取り巻く社会環境は著しく変化しています。コンピュータ、携帯電話、インターネット等の普及により、多くの情報を得ることができる一方、生活環境の変化により本に興味がもてない子どもも少なくありません。

また、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）が１５歳児を対象に３年おきに実施している「学習到達度調査」を見ると、“読解力”において日本の子どもたちの得点は、参加国の平均よりもわずかに上回っているのが現状です。

所沢市の子どもたちの現状

所沢図書館では、平成２０年７月に市内全校の小学２・５年生、中学２年生を対象に「所沢市子どもの読書アンケート調査」を実施しました。（小学２・５年生の保護者、高等学校の関係者についても実施）

読書の好き嫌いを聞いた設問（図１）では、「好き・まあまあ好き」と回答した子どもが、小学２年生で８８％、５年生で８１％、中学２年生では７７％になります。所沢市の子どもたちは、本に対する興味・関心がとても高いことが分かります。

≪本の好き嫌い≫　「所沢市子どもの読書アンケート調査」（平成 20 年 7 月実施）結果より

（図１）

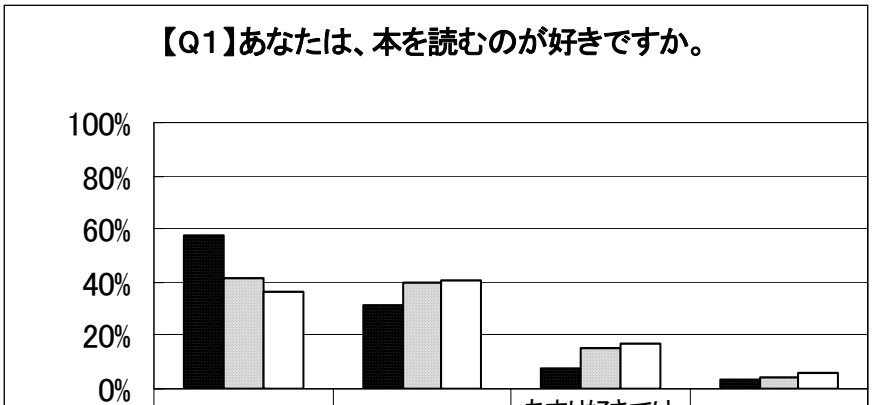

	好き	まあまあ好き	あまり好きではない	きらい
■ 小学2年生	57.5%	31.3%	8.0%	3.1%
□ 小学5年生	41.4%	39.7%	14.8%	4.0%
□ 中学2年生	36.2%	41.0%	16.6%	6.2%

１か月の読書量を聞いた設問（図２）において、小学生では３～５冊という回答が多く、中学生では１～２冊という回答が最も多くなっています。

平均すると、小学２年生は６．４冊、小学５年生は４．５冊、中学２年生は２．６冊と学年が上がるにつれて読む冊数が減る傾向にあります。

全国規模で実施された学校読書調査では「中学生は受験勉強や部活動が忙しく、またファッションや携帯電話などにも関心が高まる年代である」と報告されています。

また、「所沢市子どもの読書アンケート調査」では中学生になると学校図書館や市の図書館へ行かない子どもが増える傾向もみられ、「部活動や委員会の仕事があるから」「時間がないから」等が主な理由となり、読書に関わる生活環境の変化が現れております。

本を読まない理由としては、小学生は「友達と遊ぶから」が最も多く、中学生では「読みたい本・面白い本がないから」「本が好きではない」「テレビ・ビデオを見るから」という回答が主にあげられています。

その他、中学生で読書冊数が減る要因として、読む本の活字も小さくなり、ボリュームも増えて、一冊の本を読み終えるまでの時間がかかることも考えられます。

≪1か月の読書量≫ 「所沢市子どもの読書アンケート調査」（平成 20 年 7 月実施）結果より

（図２）

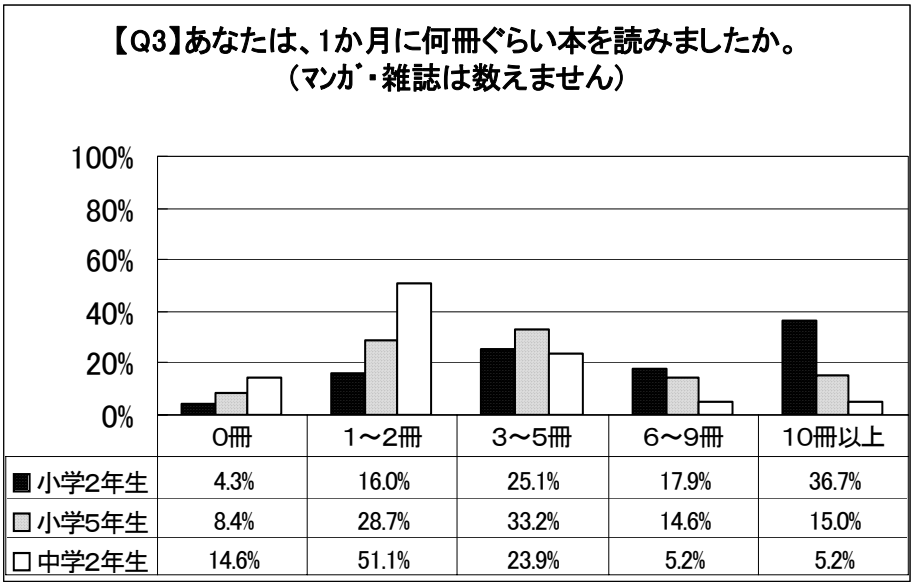

	0冊	1～2冊	3～5冊	6～9冊	10冊以上
■小学2年生	4.3%	16.0%	25.1%	17.9%	36.7%
□小学5年生	8.4%	28.7%	33.2%	14.6%	15.0%
□中学2年生	14.6%	51.1%	23.9%	5.2%	5.2%

３　計画策定の経緯（国及び埼玉県の動向）

国は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』を定め、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務等を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

この法律に基づき、平成１４年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しました。

これを受けて、埼玉県では平成１６年度からおおむね５年間を想定し、家庭・地域・学校・行政等が果たす役割や方策等を示した「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

年　　月	こ　と　が　ら
平成 11(1999)年　8 月	平成１２年を【子ども読書年】とする衆参両院決議
平成 12(2000)年　5 月	国立国会図書館の支部図書館≪国際子ども図書館≫開館
平成 13(2001)年 12 月	『子どもの読書活動の推進に関する法律*』公布・施行 〔子ども読書の日*〕の制定
平成 14(2002)年　8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
平成 16(2004)年　3 月	「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定
平成 17(2005)年　7 月	『文字・活字文化振興法』成立
平成 18(2006)年 12 月	『教育基本法』改正
平成 19(2007)年　6 月	『学校教育法』改正
平成 20(2008)年　3 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」策定

＊**『子どもの読書活動の推進に関する法律』の基本理念**：子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

＊**子ども読書の日**：子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を“子ども読書の日”と定めた。

４　計 画 の 目 的

「所沢市子どもの読書活動推進計画」は、所沢市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すことを目的としています。

この計画は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』に基づき策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「埼玉県子ども読書活動推進計画」を踏まえるとともに、「第４次所沢市総合計画・後期基本計画」、「所沢市次世代育成支援行動計画」「第３次所沢市生涯学習推進計画」等、関連する本市の各計画との整合性を図りながら、取り組むべき基本的な方向を定めるものです。

５　計 画 の 期 間

この計画の期間は、平成２１年度（２００９年度）から平成２５年度（２０１３年度）までの５年間とします。

６　計 画 の 対 象

この計画の対象は、おおむね１８歳以下の子どもとします。なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、教育・福祉・保健関係者等も対象としています。

７　計 画 の 推 進

この計画実施のため、関係機関で情報交換・連携調整を行う体制を整え、具体的な取組を行う機関の役割に応じた財政上の措置を講じるよう努めます。

８　計画の成果目標

この計画の推進にあたり次の４項目を目標に掲げ、継続的に進捗状況を把握・達成度を確認し、必要に応じて計画の見直しや調整を行っていきます。

○ 本を読まない子ども０（ゼロ）を目指します！

（１か月間の読書冊数が０冊の子どもを減らします。）

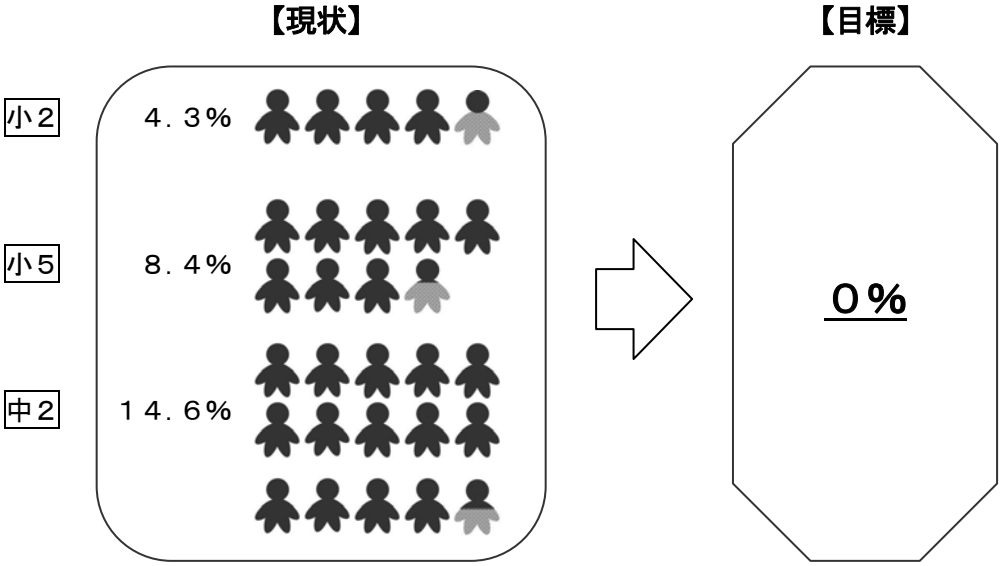

○ 子どもの読書量を増やします！

（子どもの１か月あたりの平均読書冊数を増やします。）

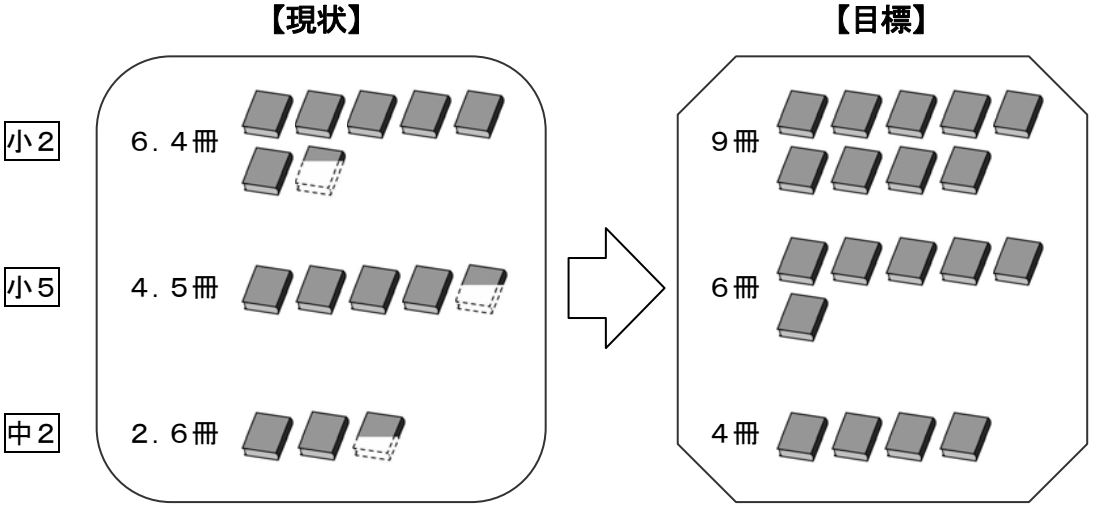

○ 学校図書館を利用する子どもを増やします！

（休み時間や放課後に学校の図書室を利用する子どもを増やします。）

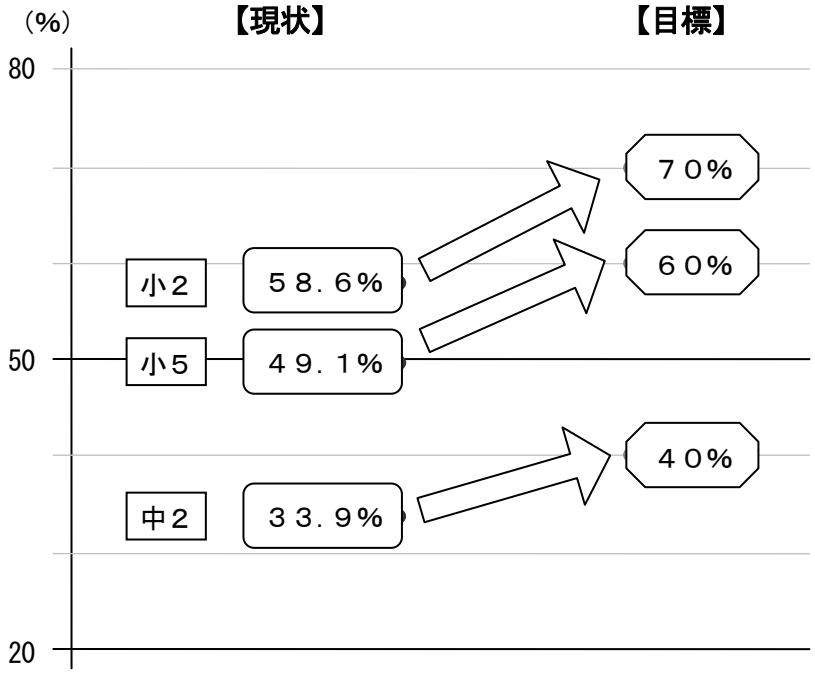

○ 市立図書館の子どもの本を増やします！

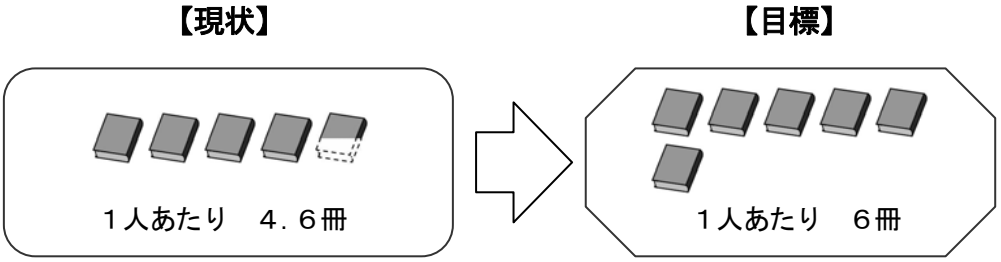

（参考）

平成１９年度　（Ｈ20.3.31 現在）

0～18 歳までの人口　　５７,６６６ 人

児童書数　　２６９,０８４ 冊

＊現状の数値は「所沢市子どもの読書アンケート調査」及び統計より抜粋。

９　基 本 方 針

この計画は、所沢市のすべての子どもたちが読書の楽しみを知り、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができることを目指し、次の３つのことを基本方針として掲げます。

Ⅰ　子どもの読書環境の整備・充実

すべての子どもたちに、読書のきっかけとなる様々な場や親しむ機会を提供し、自由に、また自ら進んで読書を行う態度や習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備と充実を図っていきます。

Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備

家庭、地域、学校や図書館等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、社会全体が一体となって、子どもの自主的な読書活動を支援・推進するための体制を整備していきます。

Ⅲ　子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

子どもだけではなくまわりの大人に対しても、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めていただくために、様々な普及・啓発活動を展開していきます。

（ 計画イメージ図 ）

国
子どもの読書活動の推進に関する法律
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
文字・活字文化振興法
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
（第二次）
所沢市
第4次所沢市総合計画・後期基本計画
所沢市次世代育成支援行動計画
第3次所沢市生涯学習推進計画
埼玉県
埼玉県子ども読書活動推進計画
所沢市子どもの読書活動推進計画
基本方針
Ⅰ 子どもの読書環境の整備・充実
Ⅱ 家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備
Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発
家庭
保育園 幼稚園
学校
地域
図書館
公民館
保健センター
児童館
放課後の居場所
家庭・地域文庫
所沢市のすべての子どもが あらゆる機会とあらゆる場所において、
自主的に読書活動を行うことができることを目指します。

第　２　章

子どもの読書活動推進計画の具体的な取組

計画の体系

- Ⅰ　子どもの読書環境の整備・充実
  - １　読書に親しむ機会の提供・充実
    - （１）家庭における読書活動の促進
    - （２）乳幼児期の読書機会の提供・充実
    - （３）学校における読書機会の提供・充実
    - （４）地域における読書機会の提供・充実
  - ２　環境づくり
    - （１）身近に本のある環境づくり
    - （２）学校図書館の機能充実　（小中学校）
    - （３）図書館の機能充実

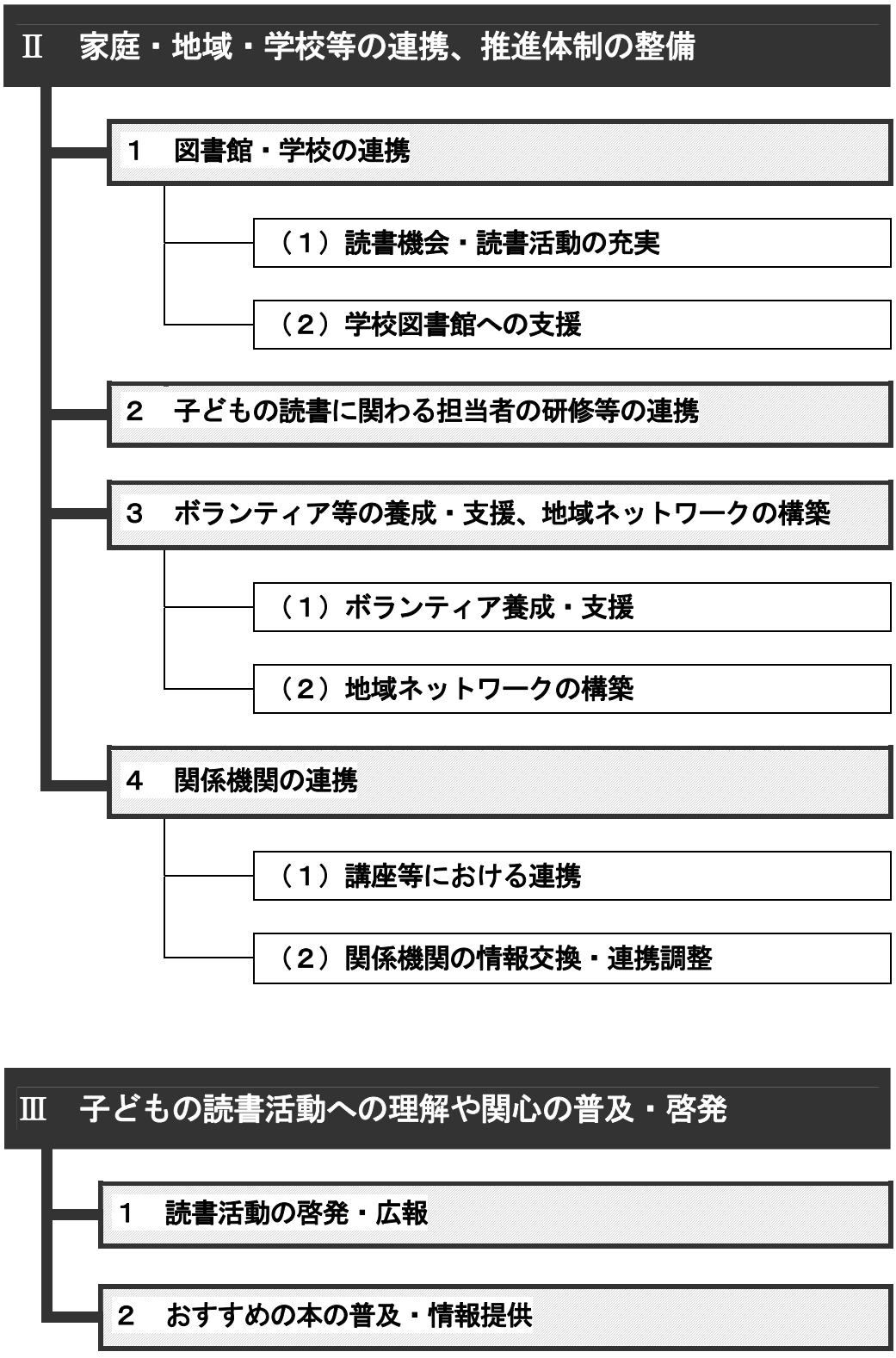
Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備
１　図書館・学校の連携
（１）読書機会・読書活動の充実
（２）学校図書館への支援
２　子どもの読書に関わる担当者の研修等の連携
３　ボランティア等の養成・支援、地域ネットワークの構築
（１）ボランティア養成・支援
（２）地域ネットワークの構築
４　関係機関の連携
（１）講座等における連携
（２）関係機関の情報交換・連携調整
Ⅲ　子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発
１　読書活動の啓発・広報
２　おすすめの本の普及・情報提供

Ⅰ　子どもの読書環境の整備・充実

１　読書に親しむ機会の提供・充実

子どもは生活の中で、身近な大人等から影響を受けながら発達段階に合わせて本に親しんでいきます。

乳幼児は身近な大人と、絵本やわらべうたを楽しむことで、言葉を獲得していきます。

小学生になり子ども自身で読み書きができるようになっても、子どもが読書の楽しさを知る一番の方法は、誰かに本を読んでもらうことです。家庭や学校等の日常生活の中で、短い時間でも読み聞かせ*の機会をつくることが大切です。読み聞かせは、絵本だけでなく昔話や物語を少しずつ取り入れることによって、子どもに本の楽しさを伝えるとともに、自ら読書をする習慣へとつながっていきます。また、図鑑等の知識の本に触れることで、知的好奇心や自分で調べる力が芽生え、科学的・論理的な思考力も育てていきます。

中高生時代は思春期と重なり、様々な悩みや関心を持つようになります。また、行動範囲や交友関係も広がり、読書から遠ざかりやすい時期でもあります。子どもの自主的な読書を尊重し、支援すること、保護者やまわりの大人と子どもが共通の本の話題を持つこと等が、読書活動の継続につながっていきます。

このように乳幼児期から思春期に至るまで、本を身近に感じることで、子どもたちが読書に親しむ習慣を身につけられるように読書環境の整備を進めます。

＊**読み聞かせ**：本を見せながら、読んで聞かせること。

（１）　家庭における読書活動の促進

子どもの成長に読書が大切な役割を果たすことを、保護者に理解していただき、家庭から子どもたちが気軽に本と触れ合える環境をつくっていけるように啓発・相談事業等を行います。

○ 乳幼児健診や子育て講座*等での啓発

（社会教育課・公民館・保育園・幼稚園・小中学校・児童館・保健センター 等）

様々な機関で開催する講座等の機会を活用し、ブックリスト*や図書館利用案内の配布、読み聞かせ等の催し物の案内をすることにより、保護者への啓発を行います。

○ 読み聞かせの推奨

（図書館・公民館・保育園・幼稚園・小学校・児童館・保健センター　等）

様々な機会をとらえ、読み聞かせの重要性を保護者に伝え、家庭における読み聞かせを進めていきます。

○ 読書の習慣化への支援

（保育園・幼稚園・小中学校・高等学校・図書館　等）

様々な手法で読書の重要性を保護者に伝えるとともに、家庭においても読書が習慣化するよう、保護者への啓発・支援を行っていきます。

○ 図書館の利用促進　　**（図書館）**

図書館の利用案内や催し物等の広報を積極的に行い、利用拡大に努めます。

○ 子どもの読書の相談サービス　　**（図書館・小中学校・高等学校）**

図書館において、新刊や季節の本の案内、子どもの興味や年齢等に応じた読書相談や調べものの支援等、子どもの読書に関する相談・レファレンス*を充実させていきます。

＊**子育て講座**：公民館で行われる、就学前の子を持つ親を対象にした子育てについての知識を学ぶ保育付き講座。
地域における仲間づくりという目的もある。　（協力：民生児童委員、保育ボランティア、保育園、保健センター　等）

＊**ブックリスト**：読書を薦めたり本を紹介したりするために、図書館等で年代別・項目別等で作成する本のリスト。

＊**レファレンス**：利用者の調べもの、探しものを図書館職員が手伝うこと。

（２）　乳幼児期の読書機会の提供・充実

乳幼児期の読書習慣は、その後の読書活動に反映されるため、多くの時間を過ごす保育園・幼稚園で絵本・紙芝居等の物語と触れ合うことは、読書への導入に重要な役割を果たしています。

市内の保育園や幼稚園等では保育士・教諭・ボランティアによる読み聞かせの他、絵本の貸出を行っているところもあります。親が絵本に触れ合うことや、多くの絵本の中の優れた絵本を知る機会が少ないことから、地域子育て支援センター事業*の中で育児相談、指導及び子育てに関わる情報の提供をするひとつとして、絵本の読み聞かせや紹介を行い、乳幼児期から絵本に親しむ大切さを伝えています。

また、読み聞かせや絵本との出会いによって「おはなし」の楽しさを知った子どもたちが、さらに読書に興味を持てるように、様々な形で「おはなし」を楽しめるイベントを実施し、気軽に本を手に取ることができる環境を整備する等、読書に親しむきっかけとなる機会を提供していきます。

○ 乳幼児健診や子育て講座等での啓発
（保健センター・公民館・図書館）

保健センターが主催する乳幼児の健康診査や公民館を会場とした乳幼児健康相談、『所沢市健康まつり』『歯の衛生週間』等のイベントの際にコーナーを設け、ボランティアの協力による絵本の紹介や読み聞かせ、「図書館利用案内」の配布を行っていきます。

＊**地域子育て支援センター事業**:市内の公立保育園のすべて、及び私立保育園の約半数で実施。
子育て情報の提供・子育て親子の交流・育児相談等、地域子育て支援の中心として子育て家庭への支援を行っている。また、育児教室(対象児童には保育園から案内を送付)や、保育園の敷地を開放し地域の親子が参加交流できる「あそぼう会」等を実施している。

○ 年齢に応じた「おはなし会」の充実

（図書館・保健センター・保育園・幼稚園・児童館・公民館・地域文庫*等）

絵本や読書に親しむ機会を年齢に応じて提供するために、様々な形式の「おはなし会」を充実させていきます。

例：絵本等の読み聞かせ、ストーリーテリング*、パネルシアター*、エプロンシアター*、紙芝居、わらべうた、手あそび、人形劇、ブックトーク*等を取り入れた「おはなし会」や「お楽しみ会」の実施

○ 科学あそび・工作教室の充実（図書館・児童館）

科学の面白さや、ものづくりの楽しさを通して、読書の世界を広げることができるよう「科学あそび」「工作教室」等の充実を図ります。

○ 保育園・幼稚園等での読書機会の充実（保育園・幼稚園）

育児教室等で絵本の紹介を行います。

○ 読書の習慣化への支援　（保育園・幼稚園・図書館　等）

様々な手法で読書の重要性を保護者に伝えるとともに、絵本等の貸出を行う等、保護者への啓発・支援を行っていきます。

〈図書館のおはなし会〉　親子で手あそびを楽しんでいます

＊**地域文庫**：公民館や児童館等を利用し、図書館からの貸出を受ける等により、子どもの本等を備え付けて、近隣の子どもたちに貸し出したり、おはなし会を行ったりする活動（組織）。

＊**ストーリーテリング**：物語（お話）を覚えて子どもたち等に対して語ること。

＊**パネルシアター**：パネル布やフランネル地をベニヤ板等に張り付けて舞台を作り、不織布で作った絵人形をパネルに貼ったり取ったりしながらお話をすすめる。

＊**エプロンシアター**：エプロンを舞台にした人形劇。演者はポケットから人形を取り出しエプロンに貼り付けながらお話をすすめる。

＊**ブックトーク**：本に対する興味と関心を呼び起こすよう、テーマを決めて読み聞かせ等により数冊の本を紹介すること。

（３）　学校における読書機会の提供・充実

子どもたちの読書への関心や図書館の利用は、家庭環境等により大きな差が生じるため、学校図書館の役割が重要となります。

子どもたちが多くの時間を過ごす学校においては、読書が習慣となるように本への興味を促し、「本を読みたい」と思う気持ちを育てます。また、学校図書館の利用を促進し、調べ学習*への支援や人的なサポート等、読書に親しめる環境づくりを推進していきます。

○ 夏季休業中の学校図書館利用の工夫　（小中学校）

夏季休業中の小中学校図書館利用について検討していきます。

○ ボランティア《読み聞かせ・図書整理等》の充実　（小学校・図書館）

○ 図書館からの学校団体貸出*の利用拡大（小中学校・図書館）

○ 読書の習慣化への取組　（小中学校・高等学校・図書館）

朝の読書*や読み聞かせ等の読書機会を充実させ、読書活動のきっかけづくりから、習慣化につながるよう取り組みます。　（小中学校）

年齢やテーマに応じた様々なブックリストを配布し、本への興味を促す等、読書活動の啓発を行います。

○ 高等学校との連携　（図書館・県立図書館）

相互貸借*や団体貸出*について、利用方法のＰＲを行うとともに、利便性を高めるための方法を検討します。

○ 特別支援学校*との連携　（図書館 等）

図書館の利用案内を配布します。また特別支援学校と情報交換を行うことで相互理解を深め、連携・協力できるよう様々な方策を検討します。

＊**調べ学習**:「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定、その課題解決へ向けての学習計画を立てて、調査・研究をし、解決を図っていく学習活動の形態。

＊**学校団体貸出**:図書館が小中学校に、学級文庫や調べ学習用等に使用するため、まとめて本を貸し出すこと。

＊**朝の読書**:朝の授業の前に10分程度、読書の時間を設ける取組。

＊**相互貸借**:自館で所蔵していない本等を、県や他市町村等の図書館から借り受けること。

＊**団体貸出**:図書館に登録した地域の施設やグループが1回につき100冊まで絵本等を借りることができるサービス。（貸出期限:2か月）

＊**特別支援学校**:盲学校、聾学校及び養護学校のこと。所沢市には埼玉県立所沢養護学校がある。

（４）　地域における読書機会の提供・充実

家庭や保育園・幼稚園・学校の他に、子どもたちが日々を過ごし、子どもの読書と密接に関わる場として「地域」があります。地域では子どもが読書に親しむための様々な取組が行われています。

これらの取組を活用し、本に興味のない子どもにも、様々な場面で読書の楽しさに気づいてもらえるよう、本の楽しさと出会うきっかけの場を提供していきます。

○ 関係機関や地域団体等の連携による読書機会の提供・充実

（図書館・児童館・公民館・保健センター　等）

Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備
３　ボランティア等の養成・支援、地域ネットワークの構築
（２）地域ネットワークの構築
Ｐ２５参照

○ 図書館からの団体貸出の利用・図書のリサイクルによる支援　（図書館）

地域団体や関係機関等への団体貸出を促進します。また、図書館の除籍図書*を地域の施設等に提供し、図書のリサイクルによる有効活用を図ります。

○ 図書館機能の充実（図書館）

Ⅰ　子どもの読書環境の整備・充実
２　環境づくり
（３）図書館の機能充実
Ｐ２１参照

○ 児童館*における読書機会の提供・充実　（児童館）

各館で実施している図書の貸出を促進するとともに、乳幼児や児童が聞いて楽しめ、保護者も一緒に楽しめる読み聞かせ等の催し物を通して、読書機会の拡大に努めます。

＊**除籍図書**：図書館の蔵書構成を適正に維持するため汚損・破損・磨耗等が著しいものや情報が古くなった図書、複数冊所蔵する必要がなくなった図書の他、保存期限の切れた雑誌や新聞等が除籍の該当となる。リサイクルは、複数冊所蔵する必要はなくなったが利用価値のある図書等を中心に行っている。

＊**児童館**：児童館は、児童（0～18歳未満）が遊びを通じて様々なことを体験できる、児童の健全な育成を図るための拠点である。地域に根ざした交流の場として、赤ちゃんから大人まで利用できる。現在、教育センターの相談員や保健センターの保健師・地域の団体等と連携し、子育て相談や大人の悩み相談等、幅広い支援事業を行っている。また、地域文化の継承や工作・科学あそび、子どもエコクラブ等、児童への情操教育の取組も行っている。

○ 公民館における読書機会の提供・充実　（公民館）

公民館における「子育て講座」や「子育てサロン*」等において、乳幼児を持つ母親の仲間づくり、学習、情報交換、育児相談等の場で、読書活動の啓発に努めます。

○ 放課後の読書機会の提供・充実　（小学校・児童館・図書館　等）

ほうかごところ*・生活クラブ*・児童クラブ*では、ボランティア等の協力を得ながら読み聞かせ等の機会を増やしていきます。また、図書館の団体貸出を利用する等により放課後の子どもたちの居場所に本を備え、自主的に読書が行えるようにしていきます。

〈ほうかごところ〉　子どもたちが図書室で楽しく本を読んでいます

〈児童館〉　幼児グループ　読み聞かせの様子

〈児童館〉　おりがみ教室の様子

＊**子育てサロン**：0～1 歳児を持つ親と子を対象にした、子育てについての情報交換、仲間づくりの場として月 1 回公民館で開催。　（協力：民生児童委員、保育ボランティア、保育園、保健センター　等）

＊**ほうかごところ**：放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの取組として、小学校施設を利用した所沢市放課後支援事業「ほうかごところ」を実施。（平成20年現在7校で実施）

＊**生活クラブ**：児童館内で運営。

＊**児童クラブ**：NPO（特定非営利活動法人）及び保護者会に運営を委託。

２　環境づくり

子どもは新しい本・話題の本を好みますが、長年読み継がれ今も変わらず楽しめる本は、紹介し手渡す大人の仲介がないと、なかなか興味を示しません。子どもたちが本に日常的に触れることができる場所として、保育園・幼稚園・学校・児童館等がありますが、各施設の図書は古いものが多く、購入できる冊数は毎年出版される新刊冊数には到底及ばないため、子どもたちは読みたいと思う本に出会いにくい状況です。

そのため、図書館の団体貸出等を活用して図書の充実を図り、子どもたちがいつでも読書ができるような環境づくりを進めていく必要があります。

（１）　身近に本のある環境づくり

子どもたちがどこでも読みたい時に本に触れられる機会を提供するため、身近な拠点で読書活動が行える環境を整備します。

○ 学級文庫・読書スペース・図書コーナー等の工夫・充実　（小中学校・図書館）

○ 子どもの本のコーナーの充実　（保育園・幼稚園・児童館 等）

図書館からのリサイクル本や紙芝居を各機関で有効活用し、充実に努めます。

○ 本を手に取りやすい工夫　（図書館）

季節の本の展示や内容紹介の掲示等、子どもが興味をもち、手に取りやすいような配置や工夫を行います。

○ 地域団体への支援・連携　（図書館・公民館 等）

Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備
３　ボランティア等の養成・支援、地域ネットワークの構築
（２）地域ネットワークの構築
Ｐ２５参照

（２）　学 校 図 書 館 の 機 能 充 実 （ 小 中 学 校 ）

子どもの読書活動を支える重要な拠点として、教科学習に役立つ本を用意し、子どもたちがそれらを活用できるようにしていきます。さらに、子どもたちの読書意欲を呼び起こす環境づくりをしていきます。なお、所沢市では平成１７年６月に、地域開放型学校図書館*として松井小学校図書館（蔵書数：約１万５千冊）を開館しました。

○ 子どもの本の選定や収集の充実・拡大

調べ学習や教科関連図書の計画的な収集や新刊の選定に努めます。

学校図書館図書標準*達成のための図書の充実を図ります。

図書館からのリサイクル本や紙芝居を有効活用し、充実に努めます。

○ 様々な方法での本の紹介

子ども自身による本の紹介や、ブックリストの配布等を行って本を紹介します。

○ 利用促進のための展示・表示の工夫等

季節の本の展示や内容紹介の掲示等を行います。

〈小学校〉　読書コーナーでの読み聞かせ

＊**地域開放型学校図書館**：小学校の敷地内に設置する図書館を、在籍の児童生徒だけでなく、広く地域に在住する人たちにも利用してもらうために開放した図書館。

＊**学校図書館図書標準**：文部科学省で定めた、小中学校の学校図書館の蔵書について学校規模（学級数）に応じた整備目標を示したもの。

（３）　図　書　館　の　機　能　充　実

所沢市には、図書館が７館（本館及び６分館）設置されています。

〔所沢市子どもの読書アンケート調査〕では、「図書館の場所が分からない」「忙しくて行けない」「遠くて行けない」等の意見があげられました。

図書館のＰＲを活発に行い、関係機関や地域団体等とも連携し、図書館に来館できない子どもたちも読書機会が持てるよう働きかけていきます。

○ 子どもの本の選定の充実・収集の拡大

子どもたちの知的欲求を満たし、心に深く届くような良質な本の選定、収集に努めます。

○ コンビニエンスストア図書等取次サービス*の充実

○ おすすめの本のブックリスト等の広報の充実

図書館おすすめの本のブックリストを作成し、関係機関で配布します。

乳幼児向け絵本リスト「赤ちゃんにえほんを」

小中学生向けのブックリスト「ほんがいっぱい」等

○ 子ども向けサービスの充実・拡大

おはなし会、親子おはなし会、科学あそび、工作教室の他、子どもの読書週間（４月２３日の「子ども読書の日」から５月１２日の約３週間）関連事業、子どもの本に関する講演会等を行います。

○ 分館機能の整備・充実

元町北地区再開発事業に伴い、平成２２年には所沢分館の移転を予定しています。また、新所沢地区の公共施設建て替えでは、新たな分館の整備も予定しています。

＊**コンビニエンスストア図書等取次サービス**：開館時間内に図書館を利用することが困難な学生・サラリーマン等の利便性を考え、24時間利用可能なコンビニエンスストアで図書等の貸出・返却の取次を行うサービス。平成17年6月に開始した事業で、現在は市内7店舗で実施。

○ 読書活動の困難な子どもへの支援

（障害のある子ども）

特別支援学校等との連携･協力のもと、利用しやすい図書館づくりを進めます。

障害に応じた本等の充実や、対面朗読*・ 録音資料の利用促進に努めます。

（日本語を母国語としない子ども）

外国語図書の収集拡大に努めます。

（入院中の子ども）

入院中等で通学・来館が困難な子どもへのサービス提供を検討します。

○ 学校支援

図書館司書が学校に出向き、図書館利用案内やブックトークを行う学級訪問*の実施を拡大します。また、小中学校へ本を貸し出す学校団体貸出の充実や授業での来館、図書館見学等での受入れ態勢、及び対応の充実を図ります。

○ 関係機関や地域団体等との連携・協力

Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備
３　ボランティア等の養成・支援、地域ネットワークの構築　Ｐ２５
４　関係機関の連携　Ｐ２６参照

○ 子どもの読書相談サービス

新刊や季節の本の案内、子どもの興味や年齢などに応じた読書相談や調べものの支援等、子どもの読書に関する相談・レファレンスを充実させていきます。

＊**対面朗読**：視覚障害等のために自力で資料を読むことが困難な人に、その要望に応じて対面して資料を読むサービス。

＊**学級訪問**：図書館では、市内32の小学校で3年生の全学級を対象に、図書館の利用案内や本の紹介を行っている。また、他学年（小中学校）の学級については、申し込みに応じて実施。訪問した各学級へは、紹介した本を含めて40冊の本を約1か月貸し出し、本への興味につなげている。

Ⅱ　家庭・地域・学校等の連携、推進体制の整備

１　図書館・学校の連携

地域の拠点施設としての学校と、多くの所蔵図書を有する図書館が連携して、より効果的な読書活動推進を図ります。

（１）　読書機会・読書活動の充実

○ 図書館司書*による学級訪問《 ブックトーク 》

○ 図書館見学

学級ごとに来館した子どもたちへの利用案内・読み聞かせ等を行う図書館見学の実施を拡大します。

○ 小中高校生の図書館職場体験等の促進

図書館での職場体験を通じて、図書館に親しむ機会を提供し、読書への関心を高めます。

（２）　学校図書館への支援

○ 学校団体貸出の利用拡大　（小中学校・図書館）

○ 子どもの本の選書・収集に関する相談サービス　（小中学校・高等学校・図書館）

○ 図書館及び学校図書館間の本の配送の拡大検討　（小中学校・図書館）

学校間の所蔵図書等の相互利用や配送方法について検討します。

○ 図書館司書による情報提供　（小中学校・図書館）

学校図書館担当教諭及び司書教諭*等への情報提供を行います。

＊**司書**：図書館に置かれる専門的職員。

＊**司書教諭**：学校図書館の専門的職務を担うために、教諭のうち司書教諭資格を有する者の中から学校図書館法により発令される。ただし、11学級以下の学校については、当分の間経過措置として、司書教諭を置かないことができるものとされている。（小中学校・高等学校）

２　子どもの読書に関わる担当者の研修等の連携

子どもたちの興味や成長に合わせた本の紹介や適切な読書活動を支援して、子どもたちの読書意欲の向上を促すことができるよう、読書に関わる担当者の資質向上を図ります。

○ 児童サービス担当司書の養成　（図書館）
　児童サービスに携わる司書の養成とともに、研修の充実を図ります。

○ 司書教諭・司書補助員*・司書等の専門性の向上のための研修会への参加

○ ボランティア間の情報交換　（小学校）

○ 乳幼児サービスの研修・情報交換　≪わらべうた・手あそび等≫
　（保育園・幼稚園・図書館・児童館・公民館・保健センター 等）

○ 中高生向けサービスの情報交換　（図書館・中学校・高等学校）

○ 担当者間における交流・情報交換
　（図書館・保育園・幼稚園・小中学校・高等学校・児童館・公民館・保健センター 等）

〈図書館〉　絵本の紹介の様子

＊**司書補助員**：図書館担当職員（司書教諭）の補助として、学校図書館の図書の整理、図書及び図書館活用の情報宣伝、図書館利用授業の補助、図書の貸出の補助等を行う補助員のこと。

３　ボランティア等の養成・支援、地域ネットワークの構築

地域全体で子どもの読書活動を推進する意識を高め、より効果的に推進事業を実施できるよう、ボランティアの養成や活動支援、地域ネットワークの構築を進めます。

（１）　ボランティア養成・支援

○ 読み聞かせ・おはなしボランティア養成・支援　（図書館・公民館　等）

読み聞かせやおはなしボランティアの養成や研修を行うとともに、小中学校や地域等で活動する読み聞かせボランティア等の支援を行います。

○ 読み聞かせに向く本等の情報の提供　（図書館・小中学校　等）

図書館では、読み聞かせに必要な情報を提供し、ブックリスト等の作成を行います。また、カウンターでの相談サービスを行います。

（２）　地域ネットワークの構築

○ 地域団体・ボランティアのネットワーク構築　（図書館・公民館・小中学校 等）

地域文庫やサークル等、子どもの読書に関わる団体の情報交換・交流促進を図り、協働して子どもの読書活動を推進します。また、情報の収集・提供等により地域団体の活動を支援します。

○ 読書支援活動の人材・機会の情報提供　（図書館・生涯学習センター 等）

生涯学習情報紙「翔びたつひろば」等で、地域団体の催し物等の情報提供を行っていきます。また、「ボランティア人材バンク*」で子どもの読書関連の人材、講師情報の収集、提供を行います。

＊ボランティア人材バンク：「所沢市生涯学習ボランティア人材バンク」　様々な分野の人材情報を収集・管理し、必要に応じて市民に情報提供する制度。所管は生涯学習センター。

４　関係機関の連携

ブックリストやパンフレットの配布、講座・教室等における図書館司書や保育士等の協力の他、関係機関の連携を図っていきます。

（１）　講座等における連携

○ 家庭教育学級・子育て講座・出前講座*等における図書館司書や保育士等の協力　**（保育園・幼稚園・図書館・公民館・生涯学習センター・小中学校 等）**

様々な講座・学習会等において、図書館司書の派遣や保育士等の協力を行っていきます。

○ 様々なブックリストの配布・活用

（保育園・幼稚園・図書館・公民館・小中学校・高等学校 等）

（２）　関係機関の情報交換・連携調整

○ 情報交換・調整会議の継続開催

推進計画実施のため、関係機関で継続して情報交換・連携調整していきます。また子どもの読書活動の推進状況を把握するため、定期的にアンケート等を実施し、継続的に調査していきます。

図書館で作成したブックリスト

＊**出前講座**:「所沢市生涯学習まちづくり出前講座」　市内在住、在勤、在学の10名以上のグループに、市職員が市役所の仕事、しくみ、その他様々な分野の話をしに無料で出向く事業。所管は生涯学習センター。

Ⅲ　子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

１　読書活動の啓発・広報

広報やホームページを活用するとともに、講演会等を開催することにより、保護者や地域の方をはじめ、より多くの市民の方に読書活動の意義を理解していただくための情報発信を行っていきます。

○「子ども読書の日」の普及・関連行事の充実

所沢市文庫・親子読書会連絡会*やボランティアの協力によるおはなし会を開催します。その他、子どもの読書活動に関わる催し物の開催を検討します。

○ 各機関での広報の活用

園だより、学校だより、図書館だより、生涯学習情報紙「翔びたつひろば」等を活用し、子どもの読書活動の啓発に努めます。

○ 各機関でのホームページの充実

読書支援のための情報提供を行い、広報に努めます。

○ 講演会・講座の開催

２　おすすめの本の普及・情報提供

子どもたちが充実した読書体験を行えるよう、おすすめの本の普及・情報提供をしていきます。

○ 年齢に応じたブックリストの配布
（保育園・幼稚園・図書館・公民館・小中学校・高等学校 等）

図書館ではブックリストで紹介した本等の展示を行います。

○ ホームページを利用したおすすめの本の紹介（図書館）

＊**所沢市文庫・親子読書会連絡会**：市内で文庫・親子読書活動を行い、図書館より本等の貸出を受けている団体で構成された会。事務局は所沢図書館。

資料編

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条　子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、４月23日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

「所沢市子どもの読書アンケート調査」結果

所沢市では、平成２０年７月に市内の小中学生及び、その保護者に対して、「所沢市子どもの読書アンケート調査」を実施しました。調査の概要、各質問及び回答内容は次のとおりです。

●調査時期　平成２０年７月

●調査対象　市内全小校において、小学２・５年生及び、その保護者を対象に調査を行いました。また、市内全中学校においても、中学２年生を対象に、調査を行いました。（各校、対象学年のうち１クラスを抽出）

	学年	人数（回答数）
小学校（３２校）	２年生	９２６
	５年生	１０４６
中学校（１５校）	２年生	５３０
保護者（小学校）	２年生	７７６
	５年生	８３７

＜小・中学生アンケート結果＞

【Q1】あなたは、本を読むのが好きですか。

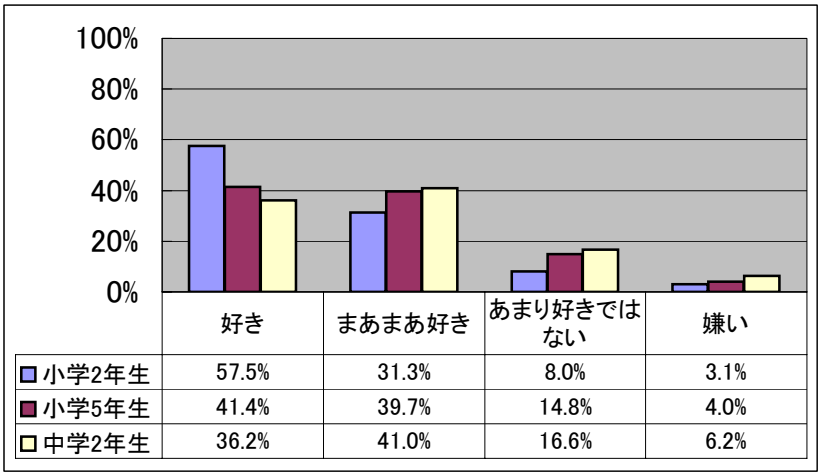

	好き	まあまあ好き	あまり好きではない	嫌い
小学2年生	57.5%	31.3%	8.0%	3.1%
小学5年生	41.4%	39.7%	14.8%	4.0%
中学2年生	36.2%	41.0%	16.6%	6.2%

【Q2】あなたは、1週間のうち平均何日、本を読みますか。

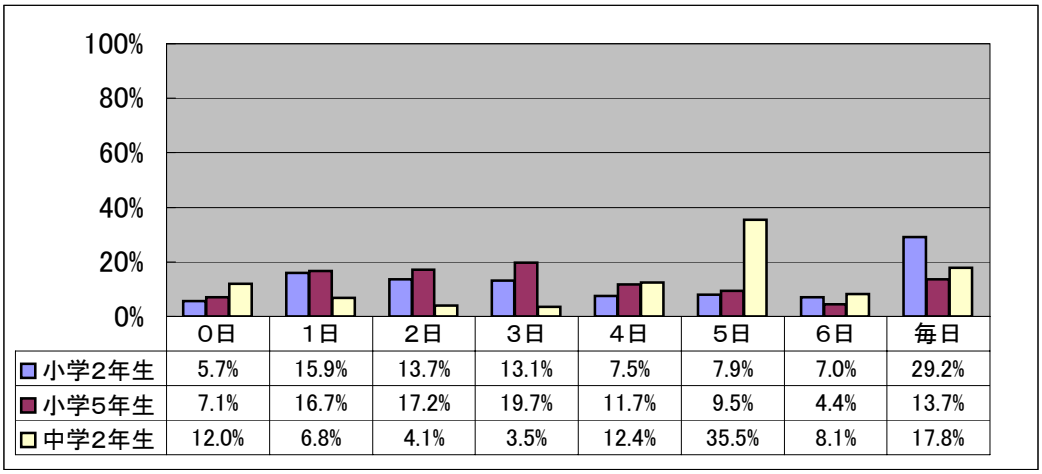

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	毎日
小学2年生	5.7%	15.9%	13.7%	13.1%	7.5%	7.9%	7.0%	29.2%
小学5年生	7.1%	16.7%	17.2%	19.7%	11.7%	9.5%	4.4%	13.7%
中学2年生	12.0%	6.8%	4.1%	3.5%	12.4%	35.5%	8.1%	17.8%

【Q3】あなたは、1か月（平成20年6月）に何冊本を読みましたか。（マンガ・雑誌は数えません）

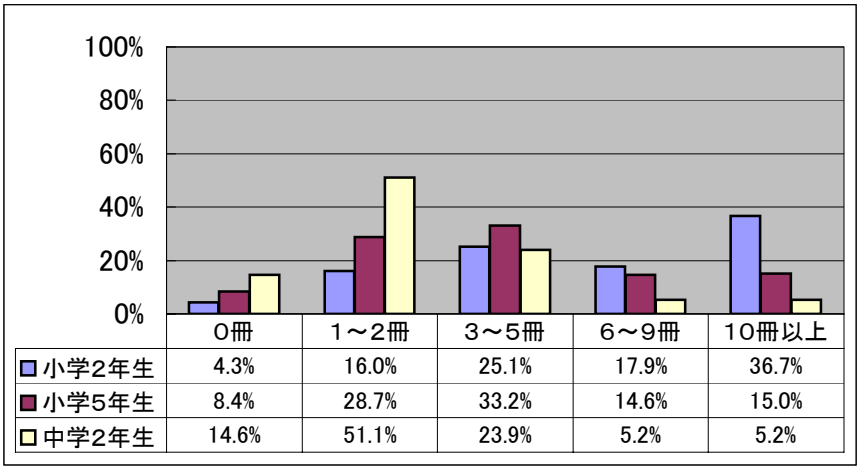

	0冊	1～2冊	3～5冊	6～9冊	10冊以上
小学2年生	4.3%	16.0%	25.1%	17.9%	36.7%
小学5年生	8.4%	28.7%	33.2%	14.6%	15.0%
中学2年生	14.6%	51.1%	23.9%	5.2%	5.2%

【Q4】Q3で、『0冊』を選択した人は、答えてください。読まなかったのはなぜですか。〔複数回答可〕

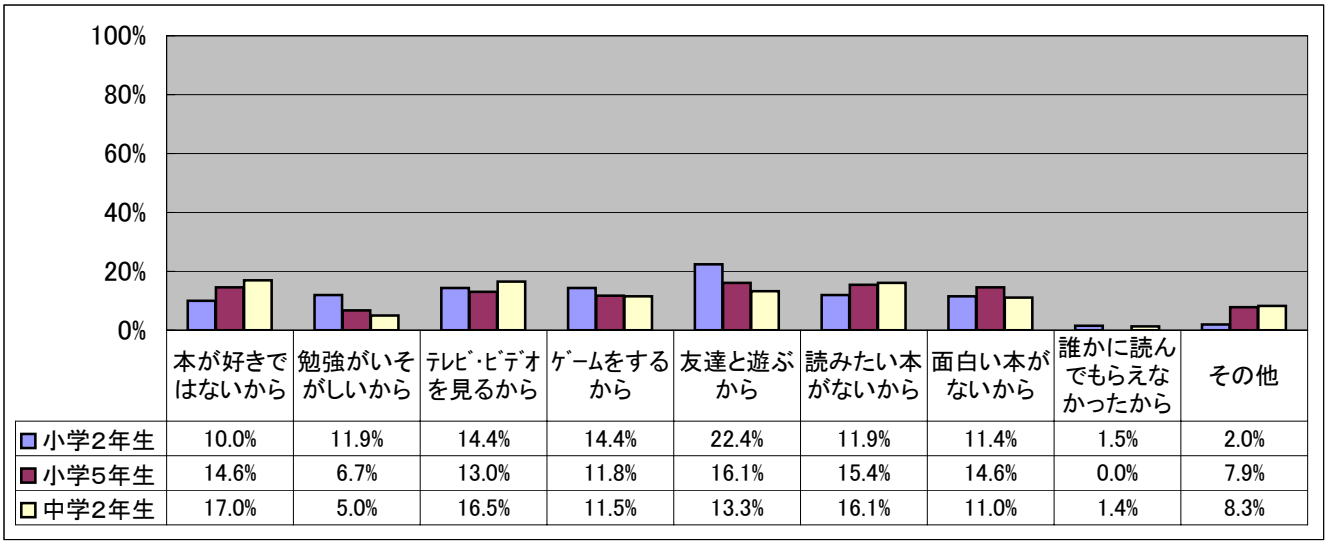

	本が好きではないから	勉強がいそがしいから	ﾃﾚﾋﾞ･ﾋﾞﾃﾞｵを見るから	ｹﾞｰﾑをするから	友達と遊ぶから	読みたい本がないから	面白い本がないから	誰かに読んでもらえなかったから	その他
小学2年生	10.0%	11.9%	14.4%	14.4%	22.4%	11.9%	11.4%	1.5%	2.0%
小学5年生	14.6%	6.7%	13.0%	11.8%	16.1%	15.4%	14.6%	0.0%	7.9%
中学2年生	17.0%	5.0%	16.5%	11.5%	13.3%	16.1%	11.0%	1.4%	8.3%

【Q5】あなたは、読みたい本をどのようにして手に入れますか。〔複数回答可〕

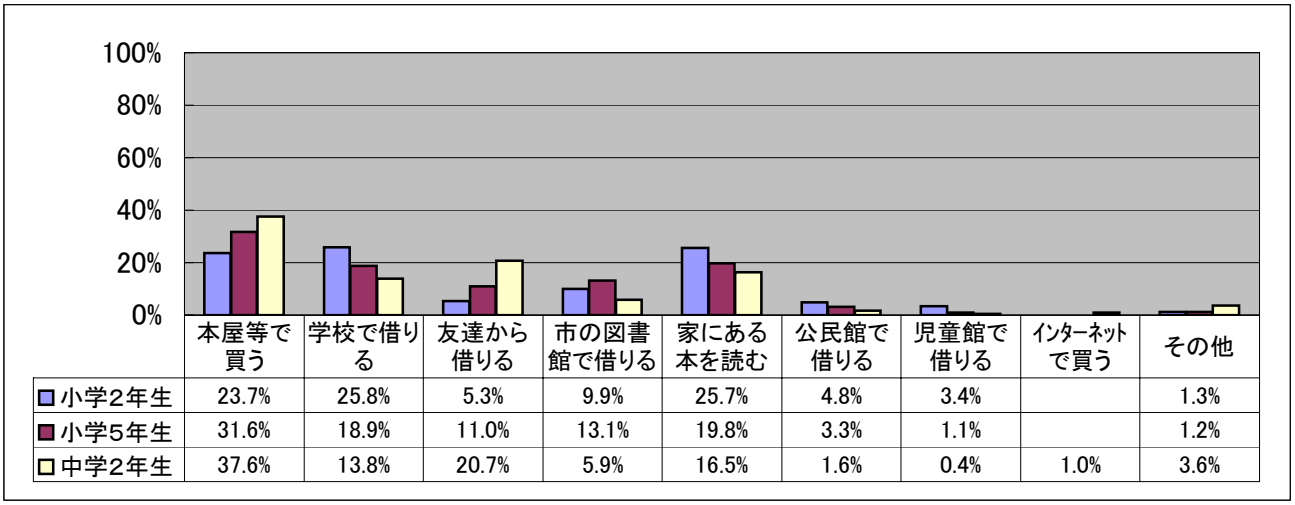

	本屋等で買う	学校で借りる	友達から借りる	市の図書館で借りる	家にある本を読む	公民館で借りる	児童館で借りる	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄで買う	その他
小学2年生	23.7%	25.8%	5.3%	9.9%	25.7%	4.8%	3.4%		1.3%
小学5年生	31.6%	18.9%	11.0%	13.1%	19.8%	3.3%	1.1%		1.2%
中学2年生	37.6%	13.8%	20.7%	5.9%	16.5%	1.6%	0.4%	1.0%	3.6%

【Q6】あなたは、読みたい本をどのようにして探しますか。〔複数回答可〕

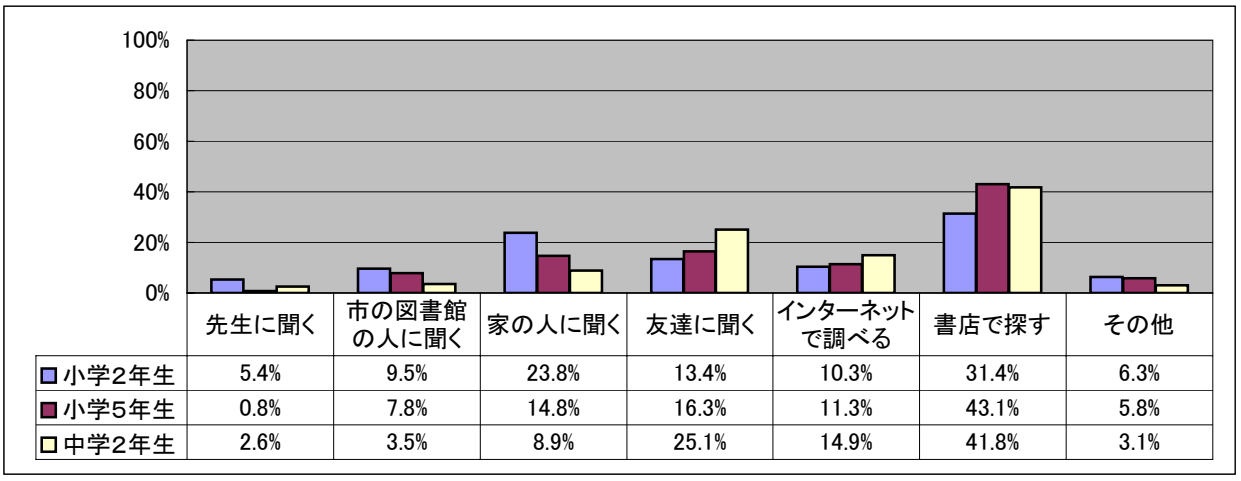

	先生に聞く	市の図書館の人に聞く	家の人に聞く	友達に聞く	インターネットで調べる	書店で探す	その他
小学2年生	5.4%	9.5%	23.8%	13.4%	10.3%	31.4%	6.3%
小学5年生	0.8%	7.8%	14.8%	16.3%	11.3%	43.1%	5.8%
中学2年生	2.6%	3.5%	8.9%	25.1%	14.9%	41.8%	3.1%

【Q7】休み時間や放課後、学校の図書室に行きますか。

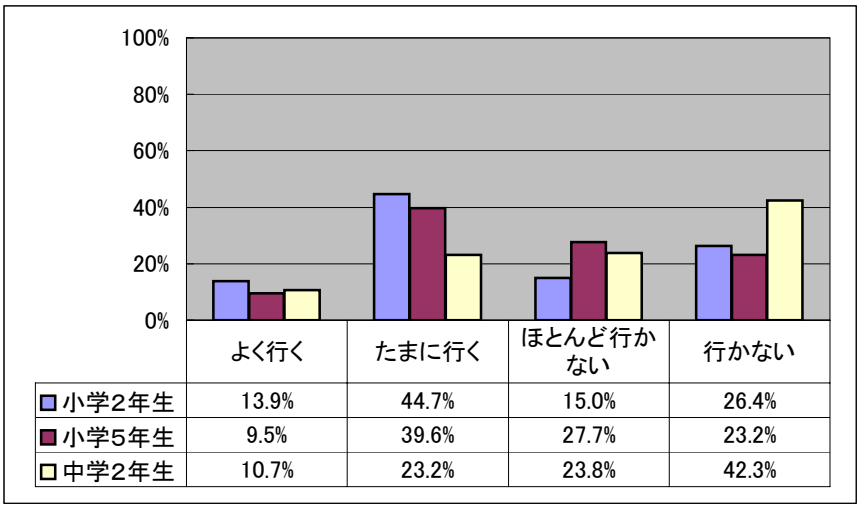

	よく行く	たまに行く	ほとんど行かない	行かない
小学2年生	13.9%	44.7%	15.0%	26.4%
小学5年生	9.5%	39.6%	27.7%	23.2%
中学2年生	10.7%	23.2%	23.8%	42.3%

【Q8】Q7で『行かない』を選択した人は、答えてください。行かないのはなぜですか。〔複数回答可〕

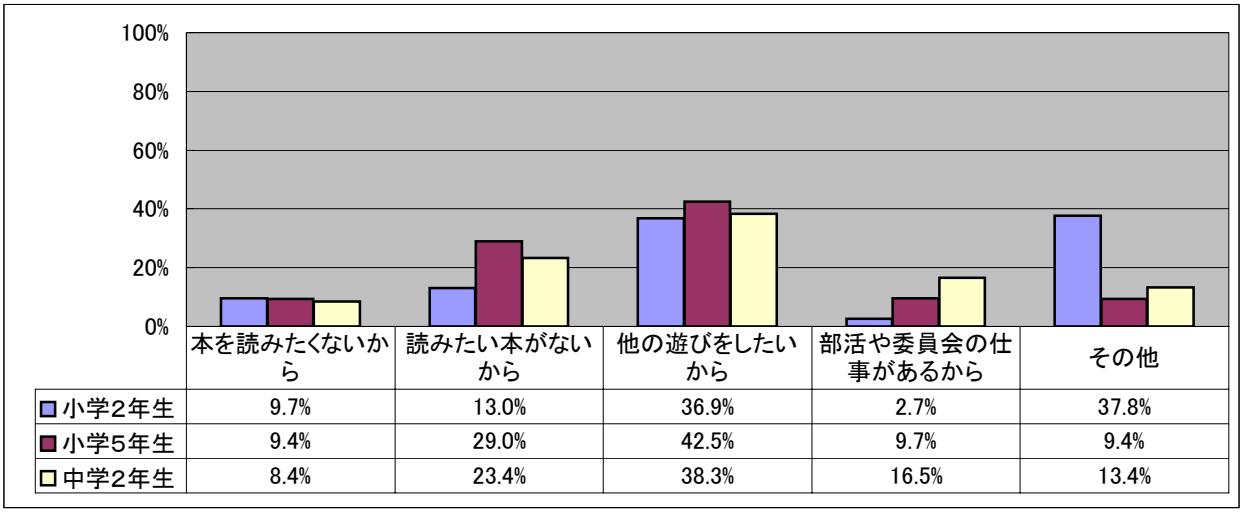

	本を読みたくないから	読みたい本がないから	他の遊びをしたいから	部活や委員会の仕事があるから	その他
小学2年生	9.7%	13.0%	36.9%	2.7%	37.8%
小学5年生	9.4%	29.0%	42.5%	9.7%	9.4%
中学2年生	8.4%	23.4%	38.3%	16.5%	13.4%

【Q9】あなたは、知りたいことや、分からないことがあった時、どのようにして調べますか。〔複数回答可〕

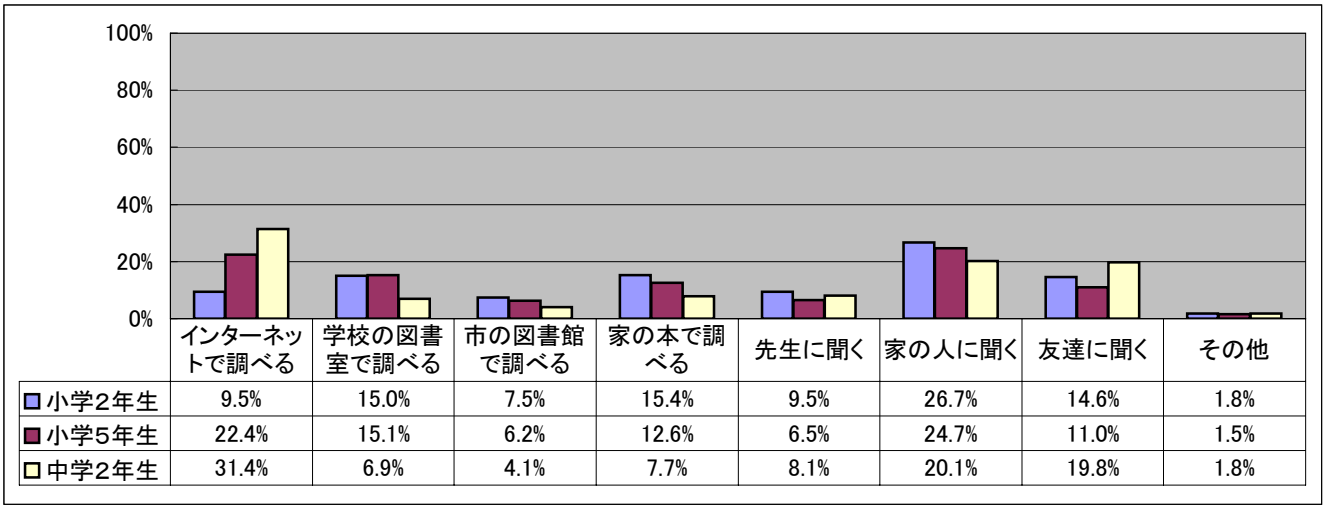

	インターネットで調べる	学校の図書室で調べる	市の図書館で調べる	家の本で調べる	先生に聞く	家の人に聞く	友達に聞く	その他
小学2年生	9.5%	15.0%	7.5%	15.4%	9.5%	26.7%	14.6%	1.8%
小学5年生	22.4%	15.1%	6.2%	12.6%	6.5%	24.7%	11.0%	1.5%
中学2年生	31.4%	6.9%	4.1%	7.7%	8.1%	20.1%	19.8%	1.8%

【Q10】あなたは、市の図書館に行きますか。

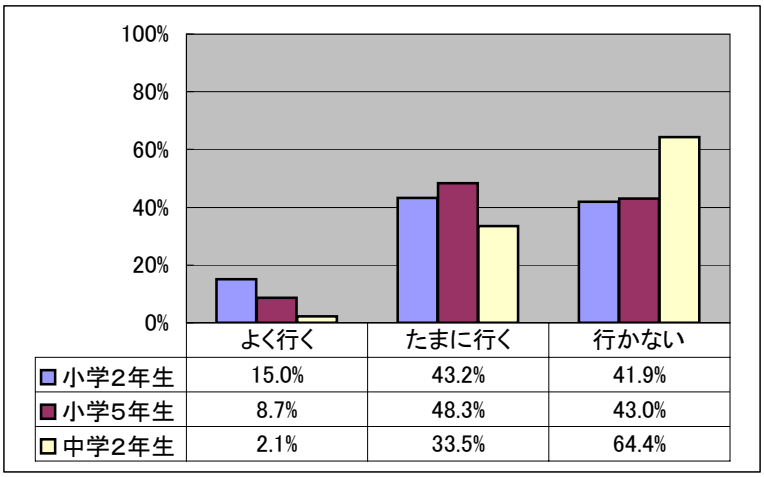

	よく行く	たまに行く	行かない
小学2年生	15.0%	43.2%	41.9%
小学5年生	8.7%	48.3%	43.0%
中学2年生	2.1%	33.5%	64.4%

【Q11】Q10で、市の図書館に『よく行く』『たまに行く』と回答した人だけ答えてください。小学校時代も含めて、市の図書館の“おはなし会”“映画会”“かがくあそび”などに行ったことがありますか。

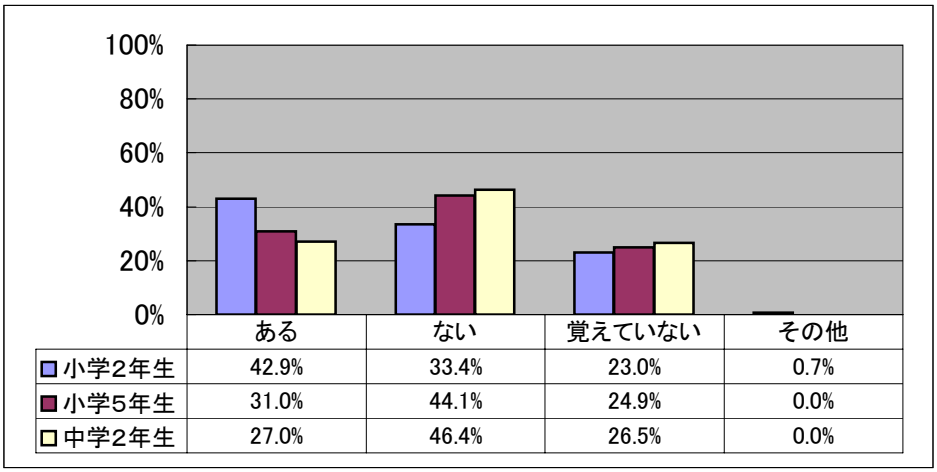

	ある	ない	覚えていない	その他
小学2年生	42.9%	33.4%	23.0%	0.7%
小学5年生	31.0%	44.1%	24.9%	0.0%
中学2年生	27.0%	46.4%	26.5%	0.0%

【Q12】Q10で、市の図書館に『行かない』と回答した人だけ答えてください。なぜ行かないのですか。

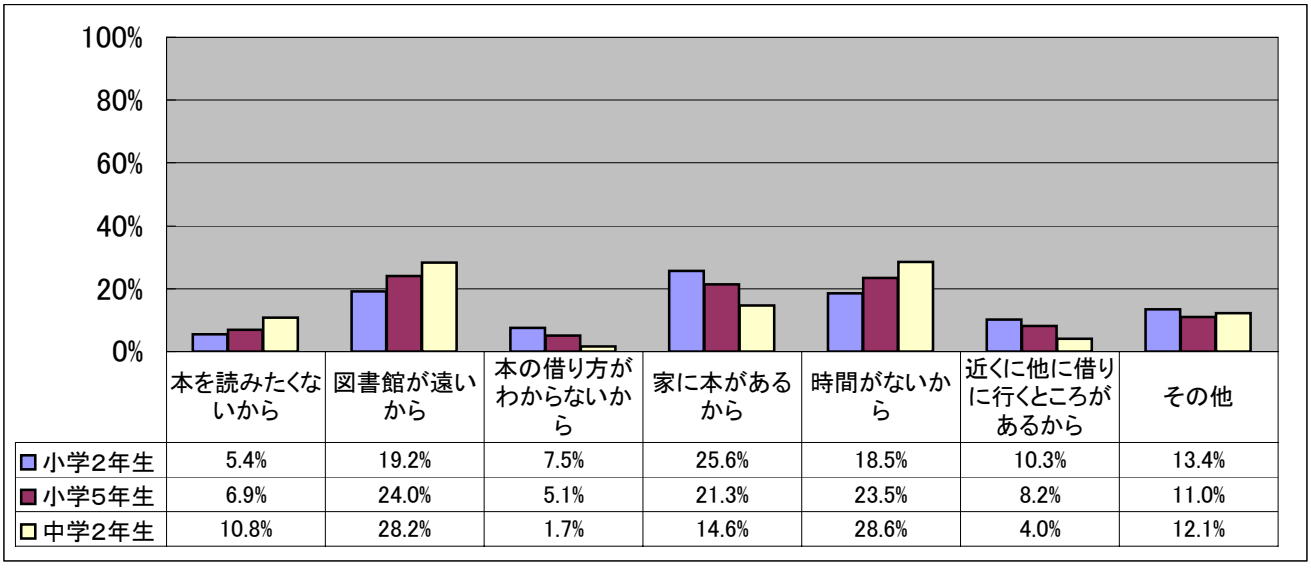

	本を読みたくないから	図書館が遠いから	本の借り方がわからないから	家に本があるから	時間がないから	近くに他に借りに行くところがあるから	その他
小学2年生	5.4%	19.2%	7.5%	25.6%	18.5%	10.3%	13.4%
小学5年生	6.9%	24.0%	5.1%	21.3%	23.5%	8.2%	11.0%
中学2年生	10.8%	28.2%	1.7%	14.6%	28.6%	4.0%	12.1%

＜保護者アンケート結果＞

【Q1】あなたは、本を読むのが好きですか。

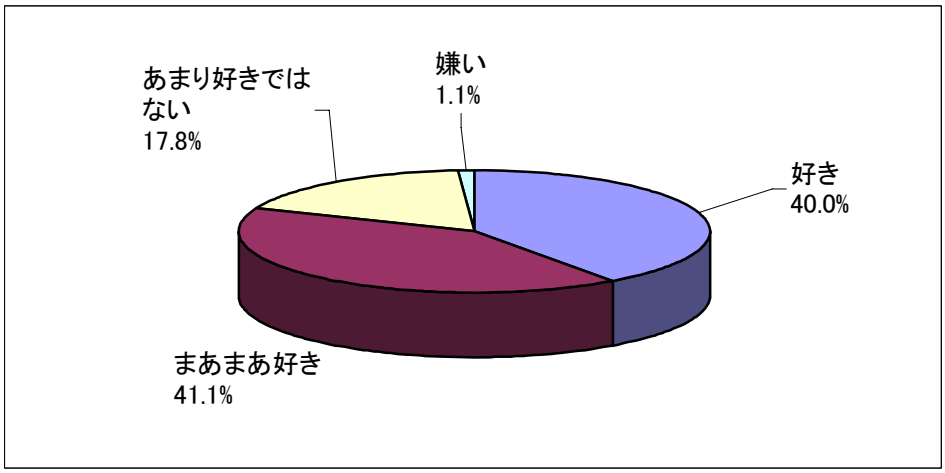

【Q2】あなたは、1か月に何冊ぐらい本を読みますか。（マンガ・雑誌は数えません）

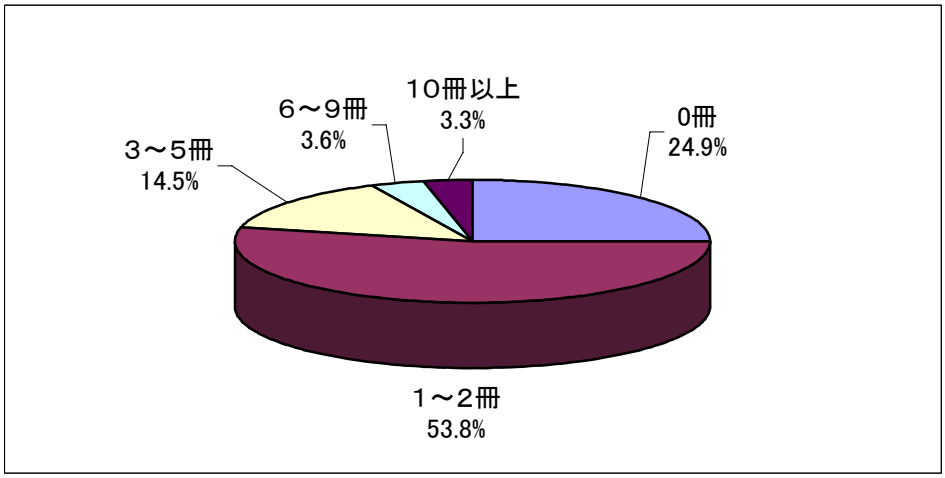

【Q3】あなたは、子どもの頃、本を読むのが好きでしたか。

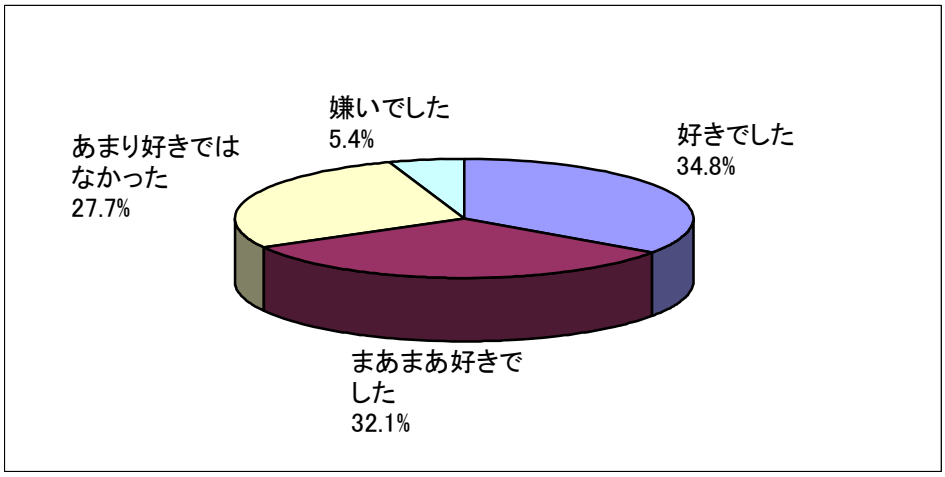

【Q4】お子さんに、絵本や物語の読み聞かせをしていますか（していましたか）。

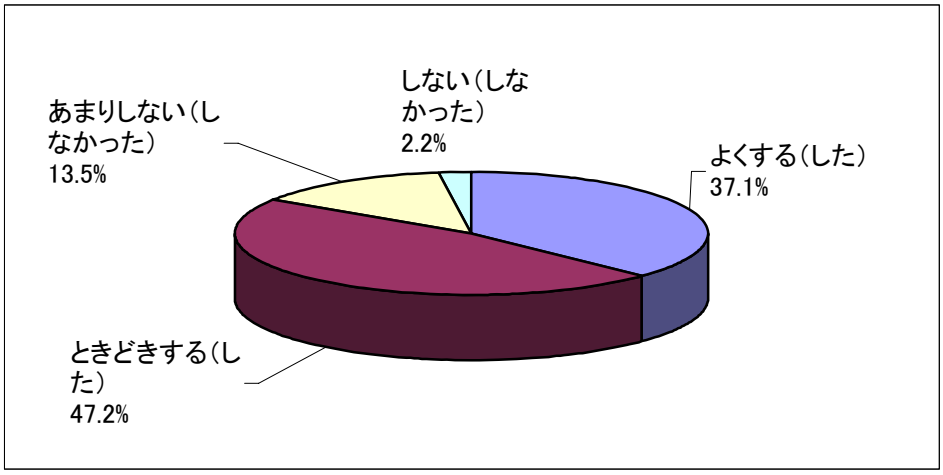

【Q5】Q4で、『よくする（した）』『ときどきする（した）』を選択した方だけ、お答えください。
月に何冊読み聞かせをします（しました）か。

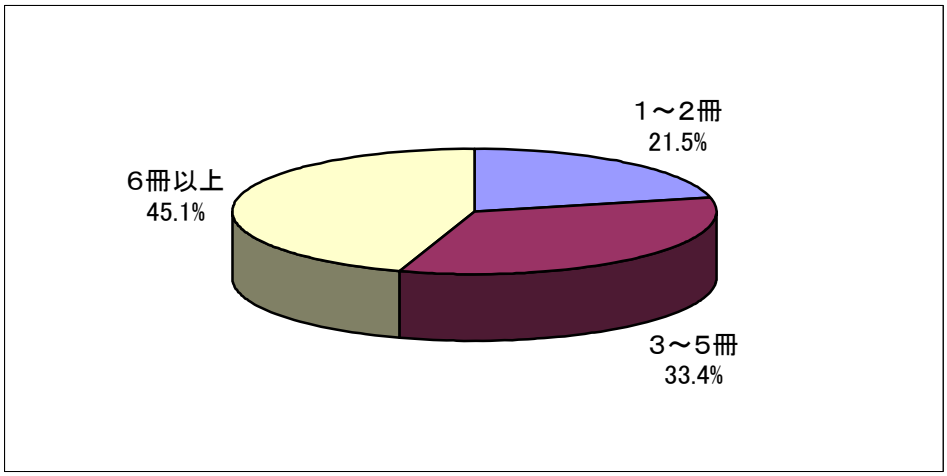

【Q6】Q4で、『よくする（した）』『ときどきする（した）』を選択した方だけ、お答えください。
いつ頃まで読み聞かせをします（しました）か。

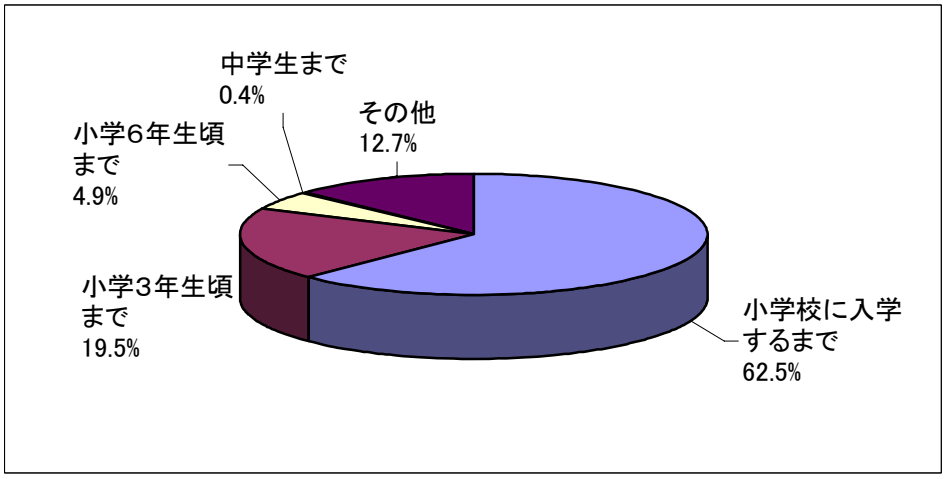

【Q7】Q4で、『あまりしない（しなかった）』『しない（しなかった）』を選択した方だけ、お答えください。
読み聞かせをしない（しなかった）のは、なぜですか。〔複数回答可〕

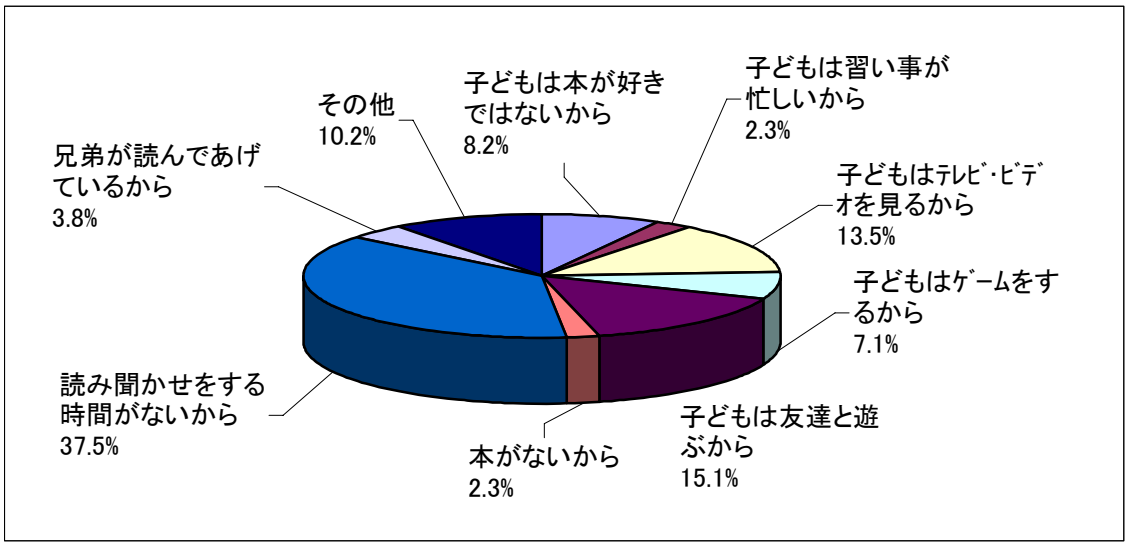

【Q8】市立図書館に、お子さんを連れて行きますか。

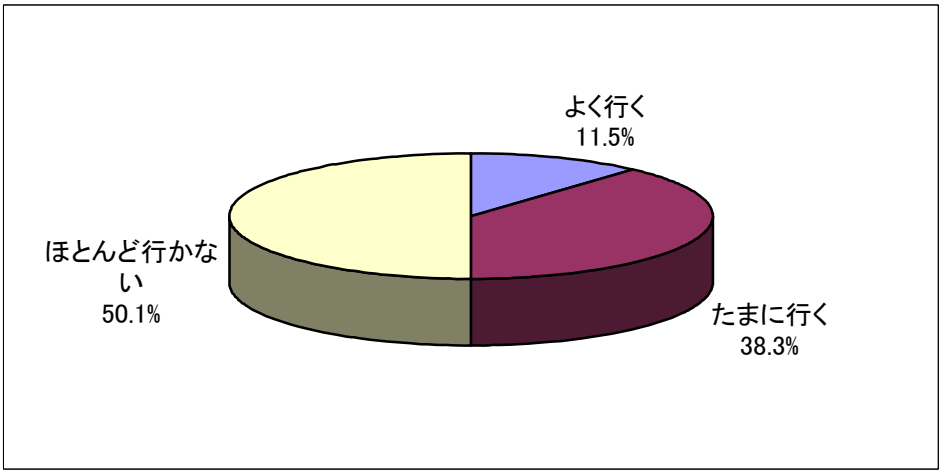

【Q9】Q8で、市立図書館に『ほとんど行かない』を選択した方だけ、お答えください。
あなたが連れて行かないのは、なぜですか。

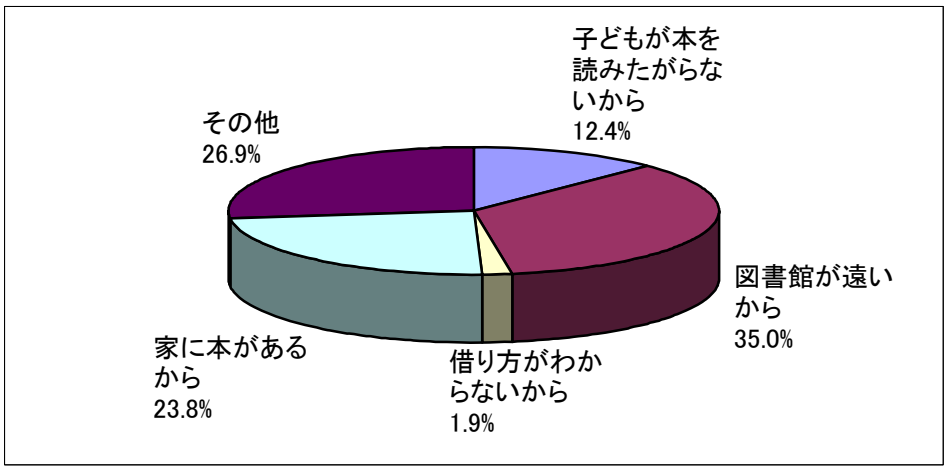

【Q10】子どもの成長にとって読書が大切だと言われています。あなたは、家庭でどのようなことをされていますか。〔複数回答可〕

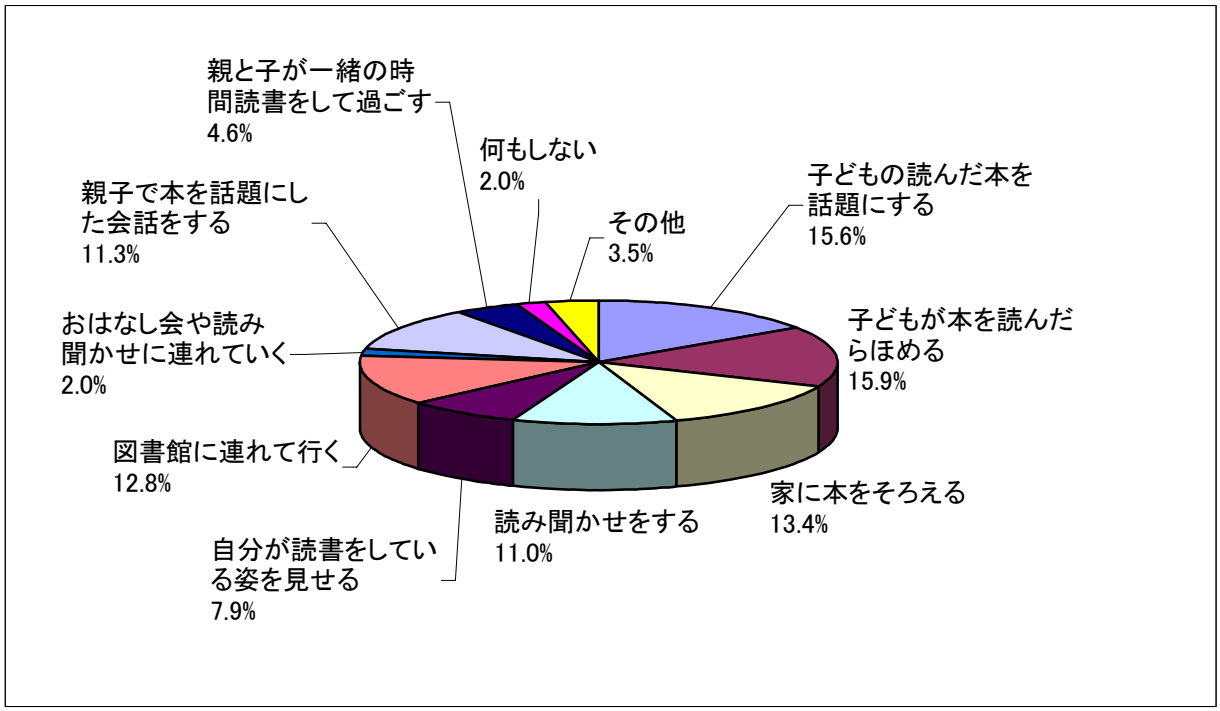

「所沢市子どもの読書活動推進計画」策定経過

平 成	月　日	内　　容
20年	7月	所沢市子どもの読書アンケート調査実施 小2年生　926名　保護者 776名 小5年生 1046名　保護者 837名 中2年生　530名 市内県立高校 6校　管理職
	7月31日	所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱施行
	8月20日	第1回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 正副委員長の選出 委員長 藤田久明、副委員長 仲 法寛 所沢市子どもの読書活動推進計画の策定について
	8月28日	第2回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 所沢市子どもの読書活動推進計画(原案)の検討
	9月12日	第3回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 所沢市子どもの読書活動推進計画(原案)の検討
	9月24日	第4回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 所沢市子どもの読書活動推進計画(原案)の検討
	10月 8日	第5回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 所沢市子どもの読書活動推進計画(原案)の検討
	10月23日	第6回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 所沢市子どもの読書活動推進計画(原案)の検討
	11月18日	政策会議 (中間報告)
	11月19日	図書館協議会
	11月27日	定例教育委員会(中間報告)
	12月 1日 ～26日	パブリックコメントによる市民からの意見募集 (市民意見91件)
21年	1月15日	第7回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 パブリックコメント結果・市の考え方検討
	1月29日	定例教育委員会
	2月12日	図書館協議会
	3月25日	第8回所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会 所沢市子どもの読書活動推進計画(原案)の最終調整・推進について
	3月	「所沢市子どもの読書活動推進計画」策定・市長決裁

所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）に基づき、所沢市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（１）推進計画の策定に関すること

（２）推進計画の実施に向けた総合的な調整に関すること

（３）その他推進計画策定に必要な事項に関すること

（組　織）

第３条　委員会の組織は、別表のとおりとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会　議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

（任　期）

第６条　委員の任期は、第２条に掲げる事項についての協議が終了するまでとする。

（庶　務）

第７条　委員会の庶務は、教育総務部図書館において処理する。

（委　任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 20 年７月 31 日から施行する。

2　この要綱は、推進計画の策定をもって、その効力を失う。

別表(第３条関係)

所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会組織

政策企画課
財政課
青少年課（児童館）
子ども支援課
保育課
母子保健課
教育総務課
社会教育課
生涯学習センター（公民館）
学校教育課（図書館担当指導主事）
学校教育課（幼稚園担当指導主事）
小学校（校長）
小学校（司書教諭）
特別支援学校（教諭）
図書館

所沢市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員

所　　属	職　　名	氏　　名
総合政策部政策企画課	主　　査	菅　原　聖　二
財務部財政課	主　　幹	仲　　法　寛
市民経済部青少年課まつば児童館	館　　長	石　田　道　子
保健福祉部子ども支援課	主　　査	市　川　勝　也
保健福祉部保育課	主　　査	高　橋　初　代
保健福祉部母子保健課	保　健　師	柚　原　正　子
教育総務部教育総務課	主　　任	平　林　　純
教育総務部社会教育課	主　　任	福　嶋　美　穂
教育総務部生涯学習センター	主　　査	田　中　和　子
埼玉県立所沢養護学校	教　　諭	谷　田　悦　男
所沢市立松井小学校	校　　長	藤　田　久　明
所沢市立富岡小学校	教　　諭 (司書教諭)	田　端　さ　ち子
所沢市立若松小学校	教　　諭 (司書教諭)	野　村　洋　子
学校教育部学校教育課	指導主事 (学校図書館担当)	山　口　勝　彦
学校教育部学校教育課	指導主事 (幼稚園担当)	喜多川　通　代
教育総務部図書館	副　主　幹	武　藤　　博

事　務　局

所沢図書館	館　　長	斎　藤　雅　裕
	副　主　幹	粕　谷　宇　平
	主　　査	微　笑　正　凡
	主　　任	荒　井　英　子
	主　　任	長　島　晶　子
	主　　任	宮　岡　さやか
	嘱　　託	鎌　滝　紀　和

所沢市子どもの読書活動推進計画

発行日　平成 21 年 3 月
発　行　所沢市
編　集　所沢市教育委員会　教育総務部　図書館
〒359-0042　所沢市並木 1 丁目 13 番地
電 話 04(2995)6311
FAX 04(2992)1421
Eメール b9956311@city.tokorozawa.saitama.jp
ホームページアドレス
http://lib.tokorozawa.saitama.jp

TOKOROZAWA